

三木市記者発表資料 (令和5年3月14日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
総務部 財政課	課長 中尾吉伸 (内線 2450)	契約係	0794-82-2000 (内線 2465)

タイトル		
最低制限価格の引き上げなど 建設工事等に係る入札・契約制度を改善 ～より一層の公平性、透明性、競争性及び工事の品質を確保します～		
内 容		
<p>建設工事等に係る入札制度について、より一層の公平性、透明性、競争性及び工事の品質を確保するため、次のとおり改正、改善を行います。</p>		
1 改善取組の内容		
<p>(1) 最低制限価格算定式の見直し</p> <p>安全対策を徹底し工事の品質確保を図るため、最低制限価格の算定式を見直します。</p>		
	現 行	見直し後
算定式	$N = \text{直接工事費} \times 0.95$ $+ \text{共通仮設費} \times 0.9$ $+ \text{現場管理費} \times 0.9$ $+ \text{一般管理費} \times 0.55$ <p>※特殊な工事等を除く</p>	$N = \text{直接工事費} \times \underline{0.97}$ $+ \text{共通仮設費} \times 0.9$ $+ \text{現場管理費} \times 0.9$ $+ \text{一般管理費} \times \underline{0.68}$ <p>※特殊な工事等を除く</p>
設定 範囲	予定価格の 10 分の 7.0 から 10 分の 9.0 の範囲	予定価格の 10 分の <u>7.5</u> から 10 分の <u>9.2</u> の範囲
<p>(2) 最低制限価格の事後公表</p> <p>公共工事の入札及び契約の適正化を図るため、最低制限価格を入札後に公表します。</p>		
現 行	見直し後	
未公表	<u>入札から 1 週間後に公表</u>	

(3) 入札見積期間（公示日から入札執行日）の延長

入札における見積期間（告示日から入札執行日）について、適切な見積・積算期間を確保するため、期間を延長します。

予定価格	見積期間	
	現 行	見直し後
500 万円未満※1	7 日	<u>14 日</u>
500 万円以上 1,000 万円未満	7 日	<u>14 日</u>
1,000 万円以上 5,000 万円未満	14 日	14 日
5,000 万円以上	14 日	<u>21 日</u>

※1 積算にあたり他者からの見積を要しない工事については、見積期間を7日に短縮することがある。

2 実施時期

令和5年4月1日以降に公告又は通知する一般競争入札及び指名競争入札から実施します。

3 緊急経済・雇用対策措置の終了

(1) 終了する緊急経済・雇用対策措置

ア 市内企業の受注機会の一層の拡大を図るために、市発注建設工事の指名競争入札において、市内に本店を置く企業のみを指名すること。(実施時期：平成22年8月1日)

イ 建築工事における指名競争入札を実施する基準額について、1億5千万円未満から5億円未満へ引き上げること。(実施時期：平成23年8月1日)

(2) 終了する理由

平成22年8月及び平成23年8月から当面の間として実施してきた緊急経済・雇用対策措置については、経済状況の回復等により、令和元年度末での終了について検討していた。しかしながら、令和元年度末からの新型コロナウイルスの感染拡大により、景気の先行きが不透明になったため、同措置について延長することにした。

このたび、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に見直され、経済活動が活発になることが見込まれることから、同措置は終了する。

(3) 終了時期 令和5年3月31日

(4) 今後の取組

建設工事における指名競争入札を実施する基準額1億5千万円未満については、今後、県内の他自治体の状況を踏まえながら、引き下げを進めていきます。

セールスポイント

建設工事等に係る入札制度について、時代に沿った制度に改めることにより、より一層の公平性、透明性、競争性及び工事の品質を確保します。